

学校給食停止（再開）届出書

令和 年 月 日

伊丹市長あて

(保護者)

住所 _____

名前 _____ 印

電話番号 () _____

食物性アレルギー、乳糖不耐症、転出等の理由により給食を停止又は再開を希望するため、伊丹市学校給食費の徴収等に関する規則第8条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

対象生徒	学校	伊丹市立 中学校
	学年	年 組 番
	フリガナ	
	名前	
停止又は再開を希望する日	令和 年 月 日から (停止 ・ 再開)	
停止又は再開する学校給食の区分	1. 学校給食全部 2. 牛乳以外の給食全部 3. 牛乳のみ	
給食の停止又は再開を希望する理由	1. 食物性アレルギー 2. 転出 (転出先学校名 : 中学校) 3. その他 ※具体的理由を以下に記載してください ()	
診断書等の提出 ※1参照	1. あり 2. なし ① () 小学校時に提出済み ② () その他 [理由 :]	

※1 食物性アレルギー、乳糖不耐症等の理由により給食を停止する場合は、医師の診断書（「学校生活管理指導表」など）を併せて提出してください。

①既に中学校へ医師の診断書等を提出している場合は、本届出書のみ中学校へ提出してください。

②新中学校1年生の内、小学校で「学校給食停止（再開）届出書」により給食を停止していた場合は、本届出書のみ中学校へ提出してください。

※2 学校給食の停止又は再開を希望するときは、当該希望する日（初日）の3日前までに学校へ本届出書を提出してください。

（学校給食費の負担額の変更については、本届出書を学校が受理した日の4日目以降となりますのでご注意ください。）

※3 一度学校給食を停止すると、再開の手続きを行うまで次年度以降も停止を継続します。

（学校給食を再開する場合は、「学校給食停止（再開）届出書」を提出してください）

※4 食物性アレルギー性疾患等以外の理由により連続して7日以上（休日等を含む）学校給食を欠食する場合は、「学校給食欠食届出書」を使用してください。

提出経路：保護者→学校→教育委員会事務局（学校教育課）

学校受理

令和 年 月 日

受理者印

印

《 記入例 》

学校給食停止（再開）届出書

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

伊丹市長あて

(保 護 者)

住 所 伊丹市千僧〇丁目〇〇—〇

名 前 伊丹 太郎

印

電話番号 (072) 〇〇〇 — 〇〇〇〇

食物性アレルギー、乳糖不耐症、転出等の理由により給食を停止又は再開を希望するため、伊丹市学校給食費の徴収等に関する規則第8条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

対象生徒	学校	伊丹市立 〇〇 中学校
	学年	3年 2組 〇〇番
	フリガナ	イタミ ハナコ
	名前	伊丹 花子
停止又は再開を希望する日	令和 〇〇年 〇〇月 ΔΔ日 (停 止 ・ 再 開)	
停止又は再開する学校給食の区分	① 学校給食全部 2. 牛乳以外の給食全部 3. 牛乳のみ	
給食の停止又は再開を希望する理由	1. 食物性アレルギー ② 転出 (転出先学校名: 〇〇〇〇 中学校) 3. その他 ※具体的理由を以下に記載してください ()	
診断書等の提出 ※1参照	1. あり ② なし ① () 小学校時に提出済み ② () その他 [理由:]	

※1 食物性アレルギー、乳糖不耐症等の理由により給食を停止する場合は、医師の診断書（「学校生活管理指導表」など）を併せて提出してください。

①既に中学校へ医師の診断書等を提出している場合は、本届出書のみ中学校へ提出してください。

②新中学校1年生の内、小学校で「学校給食停止（再開）届出書」により給食を停止していた場合は、本届出書のみ中学校へ提出してください。

※2 学校給食の停止又は再開を希望するときは、当該希望する日（初日）の3日前までに学校へ本届出書を提出してください。

（学校給食費の負担額の変更については、本届出書を学校が受理した日の4日目以降となりますのでご注意ください）

※3 一度学校給食を停止すると、再開の手続きを行うまで次年度以降も停止を継続します。

（学校給食を再開する場合は、「学校給食停止（再開）届出書」を提出してください）

※4 食物性アレルギー性疾患等以外の理由により連続して7日以上（休日等を含む）学校給食を欠食する場合は、「学校給食欠食届出書」を使用してください。

提出経路：保護者→学校→教育委員会事務局（学校教育課）

学校受理

令和 年 月 日

受理者印

印